公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４号
香川県観音寺市天神町１丁目３番12号
債務者　松元斗母子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第３９号
北海道浦河郡浦河町東町ちのみ４丁目13番４－３号
債務者　外舘　　勝
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
山梨県笛吹市八代町竹居530番地
債務者　村松　　浩
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地市営住宅４－２－４－57
債務者　森　　慶史
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１９号
長野市三輪９丁目49―26、前住所長野県塩尻市大門幸町３番23号　吉江アパート201号
債務者　岩下　純子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
山口県宇部市大字東須恵2173番地
債務者　守久　佳男
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１３号
山口県山陽小野田市共和台14番10号
債務者　桑田恵津子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５９号
三重県名張市すずらん台東２番町256番地
債務者　増井　　聡
1　決定年月日時　平成24年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５４８号
兵庫県三田市天神３丁目17番６号
債務者　入倉　健治
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６１号
神戸市兵庫区塚本通５丁目５番16―802号
債務者　中田　史朗
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２０号
神戸市北区鈴蘭台東町７丁目１番２―503号、従前の住所神戸市西区王塚台６丁目20番地
債務者　柴田　信子（旧姓三谷）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２４号
神戸市須磨区車字古川1347番地　ノーブル須磨103号、従前の住所神戸市長田区長尾町２丁目15番18号
債務者　船曳佳代子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４７号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　２棟402号
債務者　髙橋美栄子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６８号
神戸市北区有野町有野2073番地の18
債務者　梅景　博美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９４号
神戸市須磨区多井畑東町６番地の４　正木ハイツ106
債務者　福島佐登史
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９７号
兵庫県三木市大塚２丁目４番５号　市住大塚団地４号棟401号
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで　神戸地方裁判所第３民事部